

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日になるときは、その翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

- 青少年に有害な図書類の指定
- 保険薬剤師の登録
- 結核予防法による医療機関の指定
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定(三件)
- 土地改良事業の認可
- 土地収用法による事業の認定
- 開発行為に関する工事の完了
- 廃川敷地の生成
- 遊技機の型式の認定
- 農業改良普及員資格試験等の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第六百号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	種 別	題 号	送 行 類	表示された発行所名
2329	雑誌その他 の刊行物	クリトリスいじめ THEねぶり大全	G F— シ— ッ—	テリス出版
2330	"	貴婦人夜の寝室 淫乱	I R— 8— F—	亜坐美社
2331	"	ラブコール 悶絶肉人形	Z S— 8— F—	亜坐美社
2332	"	夏の少女たち	S G— 8— F—	亜坐美社
2333	"	SEXY EYES	S I— 8— F—	クライスタープロ
2334	"	淫欲 淫變	F L— カ2	D・企画
2335	"	タッチ・VOL.9	T T— 8— F—	D・企画
2336	"	恥次秘め SNAPPER GAL	G F— シ— H—	D・企画
2337	"	メッセージ	M E— 8— F—	D・企画

2338	"	探撫フイバー	L F— 8—F	D・企画
2339	"	Juicy	S J— 8—F	童里夢社
2340	"	スナイプ 指裂き露出	S P— 8—F	童里夢社
2341	"	姓女伝説 愛奴パチナイ	G F— ソ4	童里夢社
2342	"	PLAY—GUIDE №1	なし	ラコステイ出版
2343	"	GAL'S KISS 4月号	雑誌 1 2 9 2 1—4	三和出版(株)
2344	"	ギヤルズブクソノン 8月号	雑誌 0 2 5 8 3—8	孝友社出版株式会社
2345	"	ザ・ギヤング8月増刊 MY美少女	雑誌 0 4 1 8 4—8	株式会社サン出版
2346	"	ザ・ベスト 8月号	雑誌 コ— 1 4 0 0 3—8	KKベストセラー
2347	"	バナナ通信 8月号	雑誌 1 7 5 9 1—8	株式会社ラン出版
2348	"	漫画大悦楽号 7月号	雑誌 0 8 3 1 7—7	徳笠倉出版社
2349	"	漫画ピソクタイム 8月号	雑誌 1 8 3 8 3—8	三和出版株式会社
2350	"	エロスの部屋 8月号	雑誌 0 2 0 9 1—8	徳新和出版株式会社
2351	"	漫画クイソキ 8月号	雑誌 1 8 3 7 5—8	株式会社東京三世社
2352	"	劇画スペシャル 8月号	雑誌 0 3 6 1 3—8	ミリオン出版(株)

鳥取県告示第六百一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和六十一年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
湊 朋子	鳥葉第六〇五号	昭和六十一年五月二十七日

鳥取県告示第六百二号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和六十一年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所 在 地	指 定 年 月 日
イッシン薬局	米子市富士見町二丁目二七七	昭和六十一年七月一日
魚谷眼科医院	米子市上後藤一〇九一	〃

鳥取県告示第六百三三号

溝口町が行う土地改良事業（団体営かんがい排水事業富江地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和六十一年七月九日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
溝口町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百四号

溝口町が行う土地改良事業（団体営ため池等整備事業上野地区ため池等整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
  - 二 縦覧に供する期間  
昭和六十一年七月九日から二十日間
  - 三 縦覧に供する場所  
溝口町役場
  - 四 異議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百五号

日南町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）宮内地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年七月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）富海地区農道整備と暗きよ排水を一体としたもの）を昭和六十一年七月四日認可したので、同法第九十六条の

二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

智頭町

二 事業の種類

智頭町老人福祉センター駐車場増設事業

三 起業地

1 収用の部分 八頭郡智頭町大字智頭字藤ノ木茶山内

2 収用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

智頭町役場

鳥取県告示第六百八号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十年一月二十二日 鳥取県指令受都計第三百三十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市諏訪字天王

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市諏訪一八一―一

湯原厚子

鳥取県告示第六百九号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により告示する。

その關係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県米子土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

昭和六十一年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 河川の名称

阿弥陀川水系に係る二級河川坊領川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和六十一年七月八日

三 廃川敷地の位置

西伯郡大山町佐摩字新佐摩二四五地先から同字二二〇地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 一、一〇一・〇二平方メートル

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十五号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十一年七月八日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
遊技機	ブルーエンジェラー	株式会社三井
	トリプルアンカー	
	スーパーロイヤルII	
	シルバーエイター	
	ダイナミックターナー	
	ビクトリーパートナー	マルホン工業株式会社
	リターンマッチ	

公 告

鳥取県改良普及員資格試験条例（昭和27年12月鳥取県条例第59号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

昭和61年7月8日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 試験の期日  
昭和61年10月22日（水）から同月24日（金）まで
- 2 試験の場所  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- 3 受験資格  
次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者
  - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第69条の2に規定する短期大学（以下「短期大学」という。）を除く。）、農業講習施設（農業若しくは家政関係の短期大学卒業者又は都道府県知事がこれと同等以上の学力を有すると認めた者を受講資格とする修業年限2年以上のものに限る。）若しくは財団法人農民教育協会鯉淵学園普及専攻科において農業（生活改良普及員資格試験にあつては、家政（生活を含む。）以下同じ。）に関する正規の課程を修めて卒業した者又は試験の実施期日から起算して1年以内に卒業する見込みの者
  - (2) 短期大学、農業講習施設（条例第4条第1項第1号の農業講習施設を除く。以下「都道府県立農業講習所」という。）都道府県立農業講習所、都道府県立農民研修教育施設（農林水産大臣と協議して設置されたものに限る。以下同じ。）、財団法人農民教育協会鯉淵学園若しくは学校法人自由学園最高学部第二部において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者、果樹試験場、野菜試験場及び茶業試験場農業技術研修規程（昭和36年農林省告示第1360号）による研修課程を終了した者又は農業技術研究所及び農業試験場農業技術研修規程（昭和34年農林省告示第416号）による研修課程を修了した者で、卒業又は研修課程修了後試験の実施期日までに、次のア若しくはイの職務に従事

した期間又はこれらの期間を通算した期間が2年（農業に関する正規の課程の修業年限が3年である短期大学又は教育機関の当該課程を修めて卒業した者にあつては、1年）以上に達するもの  
 ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の農業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校その他これらと同等以上の教育機関における農業に関する試験研究又は教育

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における農業に関する技術についての普及指導

(3) 短期大学、都道府県立農業講習所若しくは都道府県立農民研修教育施設において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有する者を入学又は入所資格とする教育機関において農業に関する課程を修めて卒業した者で、卒業後試験の実施期日までに、当該教育機関における修業年限と(2)のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が2年（農業に関する正規の課程の修業年限が3年である短期大学又は教育機関の当該課程を修めて卒業した者にあつては、1年）以上に達するもの

(4) 学校教育法による高等学校を卒業した者又は大学入学資格検定期程（昭和60年文部省令第13号）による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後試験の実施期日までに、(2)のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が6年以上に達するもの

(5) 次の表の試験区分ごととに、各項目に対応した学科欄に掲げる大学（短期大学を除く）の学科の正規の課程を修めて卒業した者又は試験実施日から起算して1年以内に卒業見込みの者で、当該項目に対応する

履修科目欄に掲げる科目のうち5科目以上を履修しているもの（該当科目の履修を証明する書類を提出し、知事の認定を受けたもの）

区分	項目	学 科	科 目
農業改良普及員試験	農芸化学	理科 工科	物理化学 無機化学 有機化学 分析化学
			植物生理学 植物生理学 植物生理学 植物生理学 植物生理学 植物生理学 植物生理学 植物生理学 植物生理学 植物生理学
	農業機械	工科	機械工学 材料工学 工業力学 応用数学
			電気工学 材料工学 工業力学 応用数学
	農業土木	工科	水工学 測量学 土質力学 構造力学
			水理学 土木材料学 土木施工法
	農・経・農	経済科 経営科	経済学 農業経済学 経済学 経営学
			経済学 農業経済学 経済学 経営学
	被服	教育科	被服材料学 被服整理学 被服構成
			被服史 服飾美学 染色学
食 物	農薬科 理科	栄養化学 食品化学 食品保藏学	
		生物化学 統計学 微生物学 物理化学	
生活改良普及員試験	住 居	環境工学 構造力学 設計製図 建築設備	
		住居史 都市計画 緑地計画	
家庭管理	文科 経済科	家庭法 社会学 統計学 生活福祉論 経済学	
		社会学 社会学 社会学 社会学 社会学 社会学 社会学 社会学 社会学 社会学	
児 童	文科 教育科	発達心理学 教育史 臨床心理学	
		青年心理学 人間関係学 精神衛生	

- (6) その他  
 ア 外国にある学校を卒業した者は、当該学校の修学年限及び課程に  
 応じて、知事がこれに相当すると認定した日本国の学校を卒業した  
 者とみなす。

イ 外国の行政機関、教育機関又は団体において、農業に関する技術  
 についての試験研究、教育又は普及指導に従事した者は、知事がこ  
 れに相当すると認定した日本国の行政機関、教育機関又は法人格を  
 有する団体において、当該在職機関と同一期間試験研究、教育又は  
 普及指導に従事した者とみなす。

4 試験の方法

- (1) 試験は、筆記試験及び口述試験とし、筆記試験は改良普及員として  
 必要な教養並びに農業についての専門的技術及び知識に関する事項に  
 ついて、口述試験は社会常識その他改良普及員として必要な能力に  
 ついて行う。

- (2) 筆記試験は、次表のとおり左欄に掲げる区分に応ずる必須項目及び  
 選択項目について行う。

区 分	心 須 項 目	選 択 項 目
農業改良普及員資格試験	教育概論 農業経営	作物 園芸 植物病理及び昆虫 植物育種 家畜飼養 家畜衛生 家畜育種及び家畜繁殖 土壌肥料 栄養化学 農産製造 農業水利 土地改良 農業機械 農業経済 植物生理 農村社会学 統計学

生活改良普及員資格試験	教育概論 家政学原論	被服材料学 被服構成学 被服整理学 栄養学 食品学 調理学 生物化学 微生物学 住生活学 住居環境学 設計製図 家庭経済学 社会福祉学 発達心理学 精神衛生 家庭物理化学 保健衛生 農村社会学
-------------	---------------	--

- (3) 必須項目についての筆記試験は、択一式又は記述式試験（以下「択  
 一・記述試験」という。）とする。また、選択項目についての筆記試  
 験は択一・記述試験及び論文試験とし、受験者は、択一・記述試験に  
 あつては4項目を、論文試験にあつては1項目を、それぞれ選択項目  
 のうちから選択するものとする。この場合において、受験者は、択一  
 ・口述試験と論文試験とにおいて同一の項目を重複して選択すること  
 ができる。

5 受験手続

- (1) 受験者は、受験願書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知  
 事（鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農業改良課）に提出す  
 ること。

ア 履歴書（様式第2号）

イ 受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のも  
 ので縦4cm、横3cmの大きさのもの。）

(2) 受付期間

昭和61年8月1日（金）から同月20日（水）まで  
 なお、郵送による申込みは、昭和61年8月20日（水）までの消印の



あるもの限り受け付ける。

(3) 受験者は、受験手数料として2,600円の鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けて納入すること(この場合、消印をしないこと)。また、県外からの受験者は現金書留で2,600円を納付すること。

なお、既に納付した手数料は還付しない。

#### 6 合格者の公表

試験合格者の氏名は、試験実施後1箇月以内に鳥取県公報により公表するとともに、合格者にその旨を通知し合格証書を交付する。

#### 7 その他

試験に関する詳細は、鳥取県農林水産部農業改良課(電話0857-26-7273)に照会すること。

なお、郵便で照会する場合は、返信用封筒に60円切手をはりつけたものを同封すること。